

就労継続支援B型事業所における就労についての意識と課題

—職員を対象とした全国調査の結果から—

○ 東洋大学大学院博士後期課程 中尾 文香 (7492)

船谷 博生 (株式会社テミル・8359)

キーワード：就労継続支援B型、工賃、訓練

1. 研究目的

近年、世界的な動向を見ると、障害者の「働くこと」を通じた自立や社会参加は、障害者の当然の権利と考えられている。我が国も、賛否はあるものの2006年の障害者自立支援法の施行により、「自立」と「社会参加」に焦点が当てられ、障害者が「働くこと」について国家レベルで推進されるようになった。2013年4月には、障害者総合支援法が施行されたが、就労分野はこれまでと同様、前向きに進められると考える。

我が国の現状を踏まえると、一般就労が困難である人や一般就労を選択しなかった人の多くは、就労継続支援B型事業所（以下、「B型事業所」とする）を利用しながら働くことがほとんどであり、B型事業所での就労支援の在り方がますます問われることとなった。しかし、B型事業所は、移行以前の「授産施設」の体制をそのまま継続しているところも少なくない。かつて授産施設は、訓練施設として位置付けられていたため、支援の多くは日中活動を中心としたものであり、就労の自立に向けた支援はほとんどなされてこなかった。よって、福祉特有の思想や考えのもと、施設運営やマネジメントがなされてきたという歴史がそのまま継承され、近年、変化を求められたような、事業所が独自の事業を行い、収益を上げていくという新しい体制にはなじんでいないと考えられる。

これは工賃向上にも大きく影響している。厚生労働省（2011）によれば「工賃倍増5か年計画」の最終的な結果は、平成18年度の12,222円から平成22年度では13,079円と、倍増には程遠い結果となった。その理由は様々あるが、報告書によると、職員の意識変革の難しさという点があげられている。制度、施策の変化により、B型事業所の従事者（管理者・職員）は、新たな意識の醸成が必要とされているにもかかわらず、上述した理由から、現時点では困難と言わざるを得ない。一方で、B型事業所における従事者が、障害者の就労に関して現在どのような考えや意識を持っているかについて詳細に調査されたものは、ほとんどないと考えられる。

2. 研究の視点および方法

目的は、就労継続支援B型事業所の従事者（管理者・職員）を対象に「就労についての意識等調査」を実施し、従事者の意識やB型事業所における困りや課題等を明らかにすることである。幅広く、かつ多くの方に回答いただくため、質問紙によるアンケート調査を選択し、質問紙は、管理者と職員向けそれぞれに作成した。調査対象者は、WAMNETに

掲載している就労継続支援 B 型事業所名簿から無作為抽出で 1,000 事業所を選択、調査票送付先名簿を作成し、調査票は各事業所に 2 部（管理者向け 1 部、職員向け 1 部）配布した。今回の発表は主に職員を対象とした調査結果について取り上げる。

3. 倫理的配慮

調査票は無記名による回答であり、調査の際には、調査の目的や内容、結果を報告する際は個人が特定されないことなどを記載した書類を配布した。また、回答の際の返信用封筒は、管理者と職員の 2 部を用意し、互いのプライバシーに配慮した。

4. 研究結果

調査票を配布した 1,000 件の事業所（管理者：1000 名、職員 1000 名）において、回収率は管理者向け調査票が 564 件（56.4%）、職員向け調査票が 552 件（55.2%）となった。

職員に対して、B 型事業所の就労と工賃について尋ねたところ、障害者の就労は回答者のうち 17.8%が「訓練である」、35.3%が「どちらかと言えば訓練である」と考えられており、「訓練」ととらえる者が 53.1%であった。「どちらかと言えば（一般的に考えられる）労働である」の回答は 30.1%、「（一般的に考えられる）労働である」の回答は、6.5%と少数であった。また、B 型事業所から支払われる工賃について、31.0%が「最賃を下回るのは仕方がない」、53.8%が「最賃を下回るのはある程度仕方がない」と、最賃を下回ることに對して、仕方がないと考える者は 84.8%に及んだ。

また、作業時間が 6 時間×20 日間における、妥当と考える工賃は（最低賃金が 650 円とするこの場合は 78,000 円が最低賃金となる）、1 万円以上 3 万円未満が 38.9%と最多で、次に 3 万円以上 5 万円未満が 25.5%、5 万円以上最低賃金未満が 12.7%、最低賃金以上が 5.8%となっている。1000 円以上 1 万円未満が 7.2%という点も注目したい。

5. 考察

非常に多くの職員が B 型事業所での就労は「訓練」であると考え、そのため、工賃が最低賃金を下回るのはある程度仕方がないと考えているが、一般的に「訓練」を受ける者に対し、高い工賃を支払わなければならないという意識はそれほど高くないのではないかと考えられる。そういう意味において、B 型事業所における工賃向上は非常に困難であると考えるを得ない。しかし、1982 年国連の「障害者に関する世界行動計画」においては、リハビリテーションの定義を「身体的、精神的、かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことを目指し、かつ時間を限定したプロセスである」としているように、訓練はしっかりとした計画を立て、訓練の期間を定めた上で実施しなければならないのである。

本研究は、平成 24 年度独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業「就労継続支援従事者（管理者・職員）研修事業」（主催：特定非営利活動法人コミュニティワークス）の成果の一部である。